

第25回 学校給食改革本部会議 議事録

令和8年7月21日

議題1 旧東清掃事業所解体工事の状況について

議題2 (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業における今後の対応について

議題3 (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について

議題4 (仮称)北部学校給食センター整備・運営事業におけるPFI事業者からの協議について

議題1～4を資料に従い説明

(説明者：環境部長及び教育環境部長)

(1) 主な意見等

(市長) (仮称)南部学校給食センターについては、令和9年8月のPFI事業者への事業用地引渡とのことだが、給食提供開始はいつ頃になる見込みか。

(学校給食課長) 旧東清掃事業所解体工事の完了後、令和9年8月をPFI事業者への事業用地の引渡時期と設定し、今後、協議をしていくこととなる。

(市長) できるだけ早期に提供開始できれば良いと思う。

(教育環境部長) 施設整備に要する期間によって、スケジュールは変わってくる。

(石井副市長) 建設工事の工期が現行より延びるという要望に関し、入札の際に市が示した運営開始までの想定スケジュールは、教育委員会が妥当な期間であると判断していたものであることを踏まえると、今後の協議では延長する合理性について、慎重に判断する必要がある。大島学校給食センターにおいて実施する給食リハーサルとはどのような内容か。

(学校給食課長) 12月からの給食開始に向けた準備として、給食の調理から学校への配送までを、実際に行うものである。

(奈良副市長) 中東情勢に係る国の通知について、対応は現行契約の範囲内で行うものとの説明であったが、国からの通知は、自治体が柔軟に対応することを要請する内容とも捉えられる。どのような議論と整理があったのか。

(学校給食課長) 本会議に諮る前段の会議において、国からの通知はあくまでも現行契約の範囲内で対応するものであるという意見が多くを占め、市としての統一的な対応を図る趣旨からも、こうした整理を行った。

(財政部長) 国の通知は、既にある契約を超えた対応を求めるものではなく、

既存契約の規定に沿った適切な対応を求める趣旨であると承知している。

(中央区長) 旧東清掃事業所解体工事について、資料の※印のリスク 1～3 の相互に発現の関係性はあるのか。

(清掃施設課長) 1 と 2 に一定の関係性はあると思われるが、3 は他のリスクとの関係性が薄いと考える。

(環境経済局長) 旧東清掃事業所解体工事について、※印 1～3 のリスクが発生した場合、その都度、予算計上が必要となることや令和 9 年 7 月の用地引渡しについても延期となる可能性がある。

(政策部長) (仮称) 南部学校給食センターの協議に当たっての考え方について、契約期間の変更要否の部分については、どのように協議をしていくものと考えているのか確認したい。

(学校給食課長) 事業用地の引渡しが 2 年遅れていることや、現在の契約終期は業務の入替えに夏休みを見込んでいることなどを踏まえ、最終的には協議になるが、維持管理・運営期間の延長等については合理的な範囲に限り対応を検討するものと考えている。

(2) 結果

原案のとおり、承認。

以 上

第25回 学校給食改革本部会議

日 時：令和8年7月21日(火)

午前11時～

会 場：第1特別会議室

議題

- (1) 旧東清掃事業所解体工事の状況について
- (2) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業における今後の対応について
- (3) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について
- (4) (仮称)北部学校給食センター整備・運営事業におけるPFI事業者からの協議について

【構成員等名簿】

1 構成員

No.	役職	職 名	氏 名	出欠
1	本部長	市長	本村 賢太郎	出
2		教育長	細川 恵	出
3	副本部長	副市長	奈良 浩之	出
4			石井 賢之	出
5			萱野 克彦	出
6	本部員	市長公室長	片岡 聡一	出
7		総務局長	高林 正樹	出
8		財政局長	畑中 雄貴	出
9		緑区長	椎橋 薫	出
10		中央区長	福井 修一	出
11		南区長	有本 秀美	出
12		教育局長	若林 和彦	出
13		市長公室理事	河崎 利之	出
14		政策部長	岡田 洋一郎	出
15		財政部長	大井 芳泰	出
16		教育環境部長	佐野 強史	出
17		学校教育部長	石井 紀子	出

2 招致関係者

No.	職名	氏名	出欠
1	環境経済局長	高野 弘明	出
2	環境部長	重田 聡	出

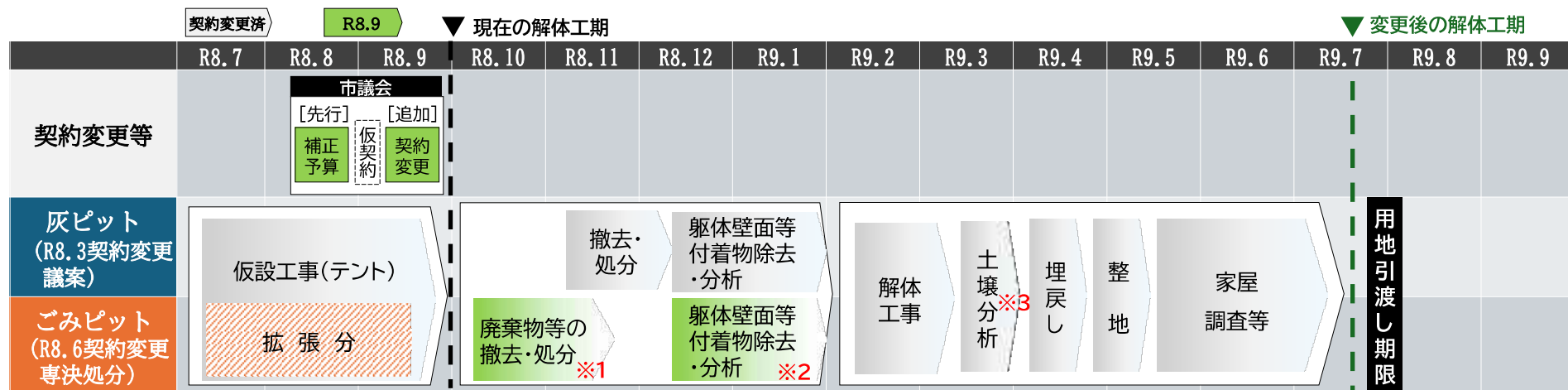


第25回学校給食改革本部会議

令和8年7月21日（火）

(1)旧東清掃事業所解体工事の状況について

【想定スケジュール(工期延長リスクが生じない場合)】



【令和8年9月議会への対応】

- ① 先行して補正予算案を提案する。
- ② 補正予算成立後、工期延長を含む契約変更議案を追加提案する。

項目	金額	内容
補正予算 (契約変更分)	※ 約1.4億円	・ごみピット内の堆積物の撤去、処分に係る費用 ・付着物の除去・分析に係る費用 ・仮設テントのリース料

※ 契約変更額は受注者と協議中

- ③ 解体工事の工期は、「令和8年9月30日」から「令和9年7月15日」に延長する。

【学校給食センターの用地について】

- ① 完了検査後、受注者から市（清掃施設課）が引き渡しを受け、「令和9年7月31日」までに教育委員会（学校給食課）へ用地を引き継ぐ。
- ② ※1～3リスクが発生した場合は、改めて工期を延長するとともに用地引き渡し期限を設定する。

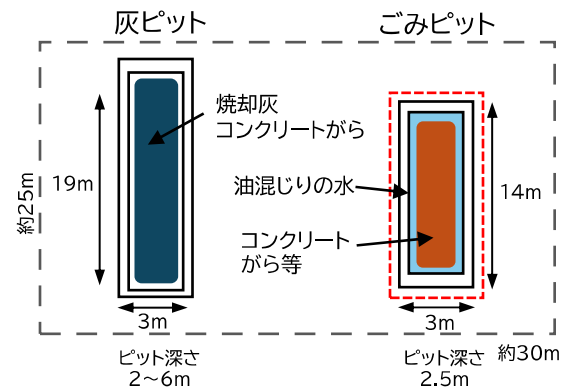
【留意事項】(※1～2に係るPCB含有廃棄物の処分関係)

- ・PCB含有廃棄物が想定より多く出た場合は、必要に応じてPCB汚染物対策経費を追加計上する。

★現時点で可能性がある工期延長リスク	作業期間 (見込み)
※1 ごみピット内の廃棄物等の中から、PCBを含む電気機器が見つかった場合	2カ月
※2 ごみピット内の廃棄物等を撤去後、内壁及び床面にPCBの浸透が確認された場合	2カ月
※3 灰ピット及びごみピットの解体後、地下部分の土壌分析を行い、基準不適合だった場合	数カ月程度

※ 上記見込み期間に加え、議会対応期間を要する。

参考：【概略平面図】



(2) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業における今後の対応について

旧東清掃事業所解体工事の工期設定を踏まえ、PFI事業者への事業用地の引渡時期を 令和9年8月 と設定

(仮称)南部学校給食センター工事着手に向け、PFI事業者と協議し、事業契約の変更を行う必要

※ 事業契約の変更に当たり、契約議案のほか、予算措置(債務負担行為の再設定等)などの議決を要する手続を今後実施

主な協議事項

- ▶ 給食提供開始に向けた今後の事業スケジュール
- ▶ 維持管理・運営期間(現行:R8.12~R23.7)の変更要否
- ▶ スケジュールの見直しに伴うサービス購入費の増減

※ 現時点におけるPFI事業者要望等

- 増加費用に係る契約金額の増額
- 現契約と同等の維持管理・運営期間(14年8か月)の設定
- 工事着手に向けた手続は、事業用地引渡後に開始
- 昨今の社会経済情勢を踏まえ、工期の変更を要する見込み

協議に当たっての考え方(案)

次の考え方に基づき、PFI事業者と真摯に協議を実施

- 引き続き、安全・安心な給食が提供できるよう着実に事業を推進
- 可能な限り早期に、全ての市立中学校の生徒に温かい給食を届けられるよう検討
- 維持管理・運営期間終了時までの長期間における、PFI事業の安定的な実施の確保

※ 保護者及び市議会に対しては、適宜の情報提供を実施

(3) (仮称)南部学校給食センター整備・運営事業におけるサービス購入費の部分払について

部分払の対象経費等に係る協議結果について

○ 第23回本部会議の承認を受け、PFI事業者と対応方針に基づき協議を実施

承認事項

PFI事業者からの部分払要望に係る対応方針

- ▶ 時期：早期の補正予算(9月定例会議)対応
- ▶ 対象：現時点での支払が合理的な経費を対象に協議
- ▶ 手法：事業契約を変更し、部分払に係る規定等を追加

現時点での支払の合理性を担保するため、一定の要件を設定

項目	要件
履行時期	事業契約上の履行時期(施設整備期間)にある業務等であること
履行確認	業務等の履行が提出資料等により確認できること
支払時期	S P Cから業務委託先等への支払時期が到来していること

設定した要件により、支払対象とする経費について協議を完了

経費	内容	金額	適否
設計費	基本設計、実施設計	約2.0億円	○
管理運営費等諸経費	業務管理費、公租公課等	約0.5億円	○
研修・訓練費	センター配置予定者の人件費	約0.3億円	×

サービス購入費の部分払額

約 **2.5** 億円 を9月補正予算にて計上
〔財源については、学校施設整備基金の活用を想定〕

※研修・訓練費については、「履行時期」が施設整備業務完了後であるため、支払対象外としたもの

参考：PFI法上の課題について ➡ 制度所管である内閣府(民間資金等活用事業推進室)に確認

PFI事業(BTO方式)において、事業契約変更(支払時期変更)による施設引渡前のサービス購入費の一部払について、法的な問題がないか確認

- ▶ 施設引渡前にサービス購入費の一部を支払うことについて、PFI法上これを妨げる規定はない
- ▶ 発注者・受注者間で交わされる契約変更の内容に基づいて、適正に支出されれば問題ないものと考える

(4) (仮称)北部学校給食センター整備・運営事業におけるPFI事業者からの協議について

- 中東情勢の影響に伴い、資材の高騰や資材納入の遅延による工期延長（当初14か月→15か月）が発生
- それに伴う引渡予定日の変更及び追加費用の負担について、SPCから協議の申入れ

▶ 現状整理

【中東情勢に係る国の要請】

- ・ 必要工期の確保やその際の必要経費の計上等について適切に対応するよう、地方公共団体に要請する旨の通知を2度にわたり発出
(R8.3.31/5.27 総務省・国交省通知)
- ・ 本市においても、業務委託契約等、本市が締結する全ての契約において、同様の視点での対応が求められる旨が通知

【事業契約書の規定】

- ・ 事業者の責めにより引渡予定日が遅延する場合は、遅延損害金を市に支払う
- ・ いずれの責めにも帰さない不可抗力による増額費用は、対象のサービス購入費の1%までは事業者、それを超える額は市が負担（本件は 約55億円の1%以下）

（不可抗力の解釈）

- ・ 一般通念としては、中東情勢の影響は「不可抗力」と思慮
- ・ SPCの見解
「国外での出来事であり、直接的な要因でない事象までを全て「不可抗力」と解釈することは適当でなく、両者協議の上、対応することが適当」

▶ SPCへの対応方針（案）

事業契約書における取扱いの整理

- 中東情勢の影響は、事業者・市のいずれの責めにも帰さない不可抗力
- 工期の延長は、事業者の責めによらないもの
- 不可抗力による増額費用の1%までは事業者負担

PFI事業者とは、事業契約における取扱いに基づき、次のとおり協議

- 施設の引渡しの遅延に伴う遅延損害金は求めない
- 追加費用は、事業者の負担とする
(本件について、市は負担しない)

協議内容（追加費用の内容）	金額
・ 工期延長に係る人件費、リース等 ・ 工期延長に伴う融資契約の変更経費 ・ 塩ビ管や舗装に係る資材の物価高騰分	約36,000千円

(参考) 今後の想定スケジュール

